

2023年10月吉日

受益者の皆様へ

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

信託約款変更のお知らせ
「マニユライフ・米国銀行株式ファンド」
「マニユライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）」

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「マニユライフ・米国銀行株式ファンド」および「マニユライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）」につきまして、下記の通り信託約款の変更を行うこととなりましたのでお知らせ申し上げます。

なお、本変更は、各ファンドの商品としての基本的な性格を変更させるものではなく、重大な約款変更には該当しないため、受益者の皆様のお手続きは不要です。

何卒、ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

＜このお知らせに関するお問い合わせ先＞

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-6267-1901 ※受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

記

1. 対象ファンド

マニユライフ・米国銀行株式ファンド

マニユライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）

2. 変更適用日

2023年10月20日

3. 変更内容

信託期間の無期限化

信託期間終了日を2026年7月21日から無期限に変更します。

本約款変更に伴う交付目論見書の変更点は以下の通りです。

マニユライフ・米国銀行株式ファンド

| | 変更後 | 変更前 |
|------------------|---|---|
| お申込みメモ 信託期間 | <u>原則として、無期限です。</u> （2015年11月20日設定） | <u>2026年7月21日まで</u> （2015年11月20日設定） |
| お申込みメモ 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われ ます。 <u>公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</u> 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 | 課税上は株式投資信託として取扱われ ます。 <u>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</u> |
| ファンドの税金 注釈2つ目 | <u>*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合</u> <u>少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。</u> <u>NISA をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。</u> <u>ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。</u> <u>また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。</u> 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 | <u>*少額投資非課税制度「愛称：NI SA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NI SA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。</u> 販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。 <u>詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。</u> |

マニユライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）

| | 変更後 | 変更前 |
|------------------|---|---|
| お申込みメモ 信託期間 | 原則として、無期限です。（2018年7月9日設定） | 2026年7月21日まで（2018年7月9日設定） |
| お申込みメモ 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われ ます。 <u>公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</u> 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 | 課税上は株式投資信託として取扱われ ます。 <u>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</u> |
| ファンドの税金 注釈2つ目 | <u>*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合</u> <u>少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。</u> <u>NISA をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。</u> <u>ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。</u> <u>また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。</u> 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 | <u>*少額投資非課税制度「愛称：NI SA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NI SA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。</u> 販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。 <u>詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。</u> |

以上